

特定自主検査 巡回指導のご案内



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会



特定自主検査のことでお悩みはありませんか？

みなさまが行う特定自主検査（以下「特自検」と^{とくじけん}言う）は建設荷役車両を安全にご使用いただくための**大切な制度**です。日頃行う特自検の業務についてのお悩み、お困りのことはありませんか？

^{けんいきょう}
「建 荷 協」にご相談ください！！

特定自主検査制度は労働安全衛生法、労働安全衛生規則、その他通達等で定められ、これを違反すると行政処分となります。（50万円以下の罰金、業務停止、登録の取消し等）。

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（建荷協）は特定自主検査制度の普及・検査技術の向上を図るため「巡回指導員」を全国に設置し、巡回指導員が御社に訪問し、特自検業務についての点検を実施、客観的な立場で改善のポイントや特自検に関する情報等のアドバイスを行っています。

建荷協・・・建設荷役車両（建設機械及び荷役運搬機械）の検査・整備業、メーカー、ユーザー、リース・レンタル業者などから構成された団体です。これらの企業が協力して、建設荷役車両の性能の保持向上と、作業の安全を確保するための定期自主検査制度の定着化を推進しています。

巡回指導員・・・特自検の普及・検査技術の向上を図るため、建荷協が任命した特自検業務に精通した者です。全国で500名を超える指導員が活躍しています。（巡回指導員は巡回指導で知り得た情報について守秘義務を遵守いたします。）

悩み・不安

「相談できる人がいない」
「担当を引継いだばかり」
「今度行政監査を受ける」
「正しく記録表を書いているか？」等々



適正な検査
業務の実施

なるほど!!

納得!!

特自検



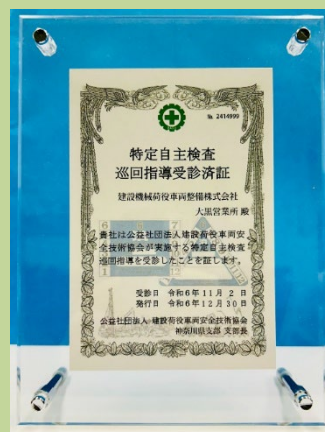
受診をしたら、改善を

巡回指導を受診した結果、「特定自主検査の業務が適切に行われている」または「改善の指摘に対して、改善結果をご報告いただいた」事業所様にその証として「特定自主検査巡回指導受診済証」を発行します。

特定自主検査業務について

- ・お客様へのPR
- ・職場内の意識の高揚

にお役立てください。



「特定自主検査巡回指導受診済証」
画像はイメージです

巡回指導のお申込みは最寄りの「建荷協」支部へお願いします。